

[調査会 NEWS 311](17.12.3)

「しおかぜ」放送時間・内容などについて

すでにお知らせしていますように、8日より放送時間をこれまでの30分から1時間30分に延長します。当初は連続して1時間30分流す予定でしたが、2回に分けることとし、23:00～24:00、04:00～04:30とすることで調整を進めています。発信施設の事情で若干ずれることもありますが、いずれにしても深夜と早朝にして、聴取機会の増大を図ります。

内容は1時間分の前半がご家族からの手紙の代読(3回で1巡)、後半30分が氏名の読み上げ(6回で1巡。すべて収録しなおし、和暦だけでなく、西暦も併用して生年月日、失踪年月日の読み上げを行います)、早朝30分は1時間分の後半(氏名読み上げ)の再放送とする予定です。

1月には元旦放送分を特別番組とし、2日からは同様の放送をしますが、毎週日曜の放送は別の企画を入れていく予定です。また、時期を見て韓国語での氏名読み上げ、第三国向けに英語での拉致問題解説等も入れていこうと考えています。

今後まだご家族からの手紙も届きますし、直接のメッセージ収録も進行していきますので、逐次変更していきます。現在の予定とも変わっていく可能性があります。ご了承下さい。予定については戦略情報研究所のホームページ「しおかぜ通信」をご覧ください。なお、次のお手紙代読は30分放送の最終日、12月7日に流れます。

[調査会 NEWS 312] (17.12.5)

明日古川さん第4回口頭弁論について

古川了子さんの認定を求める訴訟の第4回口頭弁論は12月6日(火)11:30より、東京地裁で行われます。終了後(12:00頃)からこれまでと同様、記者会見を兼ねた報告集会を地裁隣の弁護士会館507会議室にて開催します。なお、当日は古川さんを北朝鮮で目撃した安明進氏をはじめ傍聴人として参加する予定です。原告側は安明進氏・竹下珠路さん(古川さんのお姉さん)・増元照明家族会事務局長と調査会代表荒木を証人申請する予定です。安明進さんは報告会にも参加されます。

[調査会 NEWS 313](17.12.6)

「しおかぜ」8日から延長放送

北朝鮮向け短波放送「しおかぜ」は予定通り 12 月 8 日から時間をこれまでの 3 倍、1 時間 30 分にして放送します。周波数はこれまでと同じ 5.89 メガヘルツ(5890 キロヘルツ)、時間は以下の通りです。

(1) 2 3 : 0 0 ~ 2 4 : 0 0

(2) 0 4 : 0 0 ~ 0 4 : 3 0

(1) の前半 30 分は当面ご家族からの手紙の代読 (現在 35 人、3 回で 1 巡)、後半 30 分はお名前の読み上げ (現在 267 名、6 回で 1 巡) になります。

(2) は (1) の後半部分、名前の読み上げの再放送です。

このローテーションを年内続け、年明けから順次内容の多様化をはかります。現在検討しているのは韓国語 (朝鮮語) でのお名前の読み上げ、第三国向けに英語での拉致問題解説、こちらの拉致問題解決の動きなどの報道等です。なお、元旦は特別番組とする予定です。

なお、送信会社である英国 V T 社でも色々と気を遣ってくれており、1 時間分の料金で 1 時間半の放送ができるようにしてくれていますが、いずれにしても送信にかかるコストだけで倍額 (年間約 600 万円) になり、さらに制作にかかるコストも増大します。誠に恐縮ですが、各位には今後とも御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

何とか、一人でも多くの拉致被害者の皆さんが聴いて下さるよう、今後がんばります。

[調査会 NEWS 314] (17.12.7)

古川認定訴訟で政府側は「門前払い」の姿勢崩さず

昨日 12 月 6 日、東京地裁 606 号法廷で、古川法子さんの拉致認定を政府に求める訴訟の第 4 回口頭弁論が行われた。今回は二十名を超える支援者・関係者とともに、元北朝鮮工作員で古川さんを平壤で目撃した安明進氏も傍聴席で裁判を見守った。

公判で、被告である政府側は、支援法に基づく認定により法的利益が生ずるわけではなくという従来通りの姿勢を崩さず、訴えの却下を裁判所に求めた。

これに対して原告側は、前回田中実さんが認定によって北朝鮮に対して外交ルートを通じて北朝鮮当局に対して真相究明を求めるなど、政府認定があるかどうかで明確な差異があると主張したにもかかわらず、それについて一切触れないなどの不誠実な姿勢を厳しく追及した。

原告側弁護団はさらに、訴訟要件を満たし、かつ実態審理にも大きくかかわるとして、安明進氏、原告の竹下珠路さん、荒木和博調査会代表、増元照明家族会事務局長を証人として採用することを裁判所に求めたが、裁判官の協議の結果、原告側に証人についての陳述書を 1 月 12 日まで提出することを求めるにとどまった。次回口頭弁論は 1 月 26 日 11 : 30 から、東京地裁 606 号法廷において行われる。

第 4 回口頭弁論終了後、弁護団は支援者ら 30 名を集めて報告集会を行った。

最初に傍聴した安明進氏が挨拶に立ち、「初めて裁判というものを見たが、被告である日本政府の対応は残念でならない。自分は古川了子さんを 91 年に了子さんを平壤市内で見ているし、姉の竹下さんに会って、その面影からそれが了子さんだったことを確信した。拉致をした金正日、そして拉致を許した日本政府と闘うみなさんのお役に立ちたいと思う」と述べた。

川人博主任弁護士から裁判の報告がなされたあと、弁護団から「政府側は前回原告として出した田中実さんの例を挙げての反論に一言も触れないなど、極めて不誠実」「裁判官も行政訴訟を専門に担当していることもあって明らかに行政寄り。厳しく追及したい」「裁判を後押しする意味で、地裁前でピラを配るなどしたらどうか」などの意見・提案が出された。

また傍聴した特定失踪者家族からも「裁判は結果だけしか注目されないが、政府側の木で鼻を括ったような対応には怒りを覚える。この政府の対応をマスコミを始めもっと一般の方にも知ってもらう必要がある」と意見が出された。

出席していた調査会の杉野正治常務理事も「政府の姿勢は、北朝鮮の時間稼ぎ外交とそっくり。北の意向を日本政府が代行しているから見られても致し方ない。被害者救出は時間

との闘い。北のみならず日本政府にも、対話だけではなくて圧力が必要」と述べた。

最後に原告で古川了子さんの姉・竹下珠路さんがお礼の挨拶で「この裁判は了子だけではなく拉致被害者全員を救出するためのもの。皆様のご協力をお願いします」と述べて集会を終えた。

「しおかぜ」明日からの放送時間

昨日の「しおかぜ」の放送の中で、8日からの放送時間を「午後11時から午前0時半」としてしまいました。お聞きになっていた方は疑問に思われたことと思いますが、ニュースでお知らせしたように、午後11時から午前0時と午前4時から4時半の2回に分けて放送します。お詫びして訂正致します。

なお、昨日（正確には本日午前0時）から脱北者が中心になって韓国でインターネット放送を行ってきた「自由北韓放送」が放送を開始しました。これはこの日スタートした「開かれた北韓放送」の枠内で行うもので、全体で1時間（午前0時～午前1時）の後半が「自由北韓放送」になっています。周波数は「しおかぜ」より10キロヘルツ下の5.88メガヘルツです。

[調査会 NEWS 314] (17.12.7)

古川認定訴訟第4回口頭弁論について

法律家の会幹事 川人博(調査会常務理事)

政府側は従前通り門前払いの判決を求め、もう裁判は終結して却下の判決を出してもらいたいと要求した。弁護側は政府側の主張は全く実態にあわない不当なものであり、次回から証人調べを開始するように求めた。具体的には安明進氏、竹下珠路さん、荒木和博調査会代表、増元照明家族会事務局長の4人の証人申請をして、当日傍聴していた安明進氏の証人期日を本日決めるよう強く求めた。

裁判官は数分間の休憩をして別室で議論した上法廷に戻り、次の通り進行について述べた。

- (1) 4人について陳述書(証言する内容の概要)を次回までに提出して欲しい。
- (2) 次回は来年1月26日11時30分から

今回の裁判が文字通り古川訴訟の帰趨を決する期日になる。弁護団としては次回必ず証人の決定をさせて2月ないし3月には証人尋問を実施させたいと考えている。政府側が頑なな姿勢を変えないので法廷外での裁判への支援活動を強く期待したい。

「しおかぜ」についてのお詫び

昨日(7日)の「しおかぜ」の放送内容が、予告していたご家族の手紙の読み上げ(第2回)ではなく、6日のものと同じになっていました。従って、放送の中でお知らせしている本日から放送時間も昨日と同じく23:00～23:30となっています。こちらの技術上のミスであり、お聞きいただいた方にはご迷惑をおかけしました。

予定していたお手紙の代読は12月9日(金)23:00～23:30に放送の予定です。なお、23:30～24:00はお名前の読み上げ(1)を放送します。翌朝4:00～4:30は23:30～24:00の再放送です。

[調査会 NEWS 315] (17.12.11)

「家族」と「国家」

荒木和博

先日来小学生の女の子を狙った凶悪事件が大きな問題になっています。子供を持つ親であれば誰も「うちの子が被害にあったら」という思いにさいなまれたのではないのでしょうか。いわんや栃木の事件はまだ犯人が逮捕されていないのですからなおさらです。

こういう言い方をすると冷たいと言われるかも知れませんが、事件を防ぐために何もしなければあげられなかった者としては、亡くなったお子さんたちにできることは、せめてその現実を受け止め、それを教訓として、次の事件がおきないように努力することしかないように思います。それにしてもあらためて、安全とか平和というのが当然のものではないということが身にしみて実感されます。

ところで、この事件について「うちの子が被害にあっていたら」と思うのと、他人事と考えると単に「可哀想に」と思うのでは、その後の対応は当然全く異なります。拉致問題についても同様であり、昔、自分にかかわりのないところで起きた事件ととらえるのか、あるいは自分や自分の家族が今後同様の被害に遭う可能性があると考えたのかで、その対処は全く異なってきます。

残念ながら現在政府は前者の次元で問題を処理しようとしています。これはあくまで個別の事件としての取扱いです。後者は国家の安全保障の問題なのですが、この点は徹底して隠蔽ないし無視し続けているのが現状です。しかし、北朝鮮が国家の基本方針である対南赤化統一を目指して行ってきた工作活動の一環として拉致を行っていることを考えれば、この問題の本質はあくまで後者であって前者ではありません。

その意味から考えれば政府が「ご家族の意向」と強調することは、裏を返すと個別の事件という側面を強調して国家の安全保障にかかわる問題という側面を隠そうとしている（意識的か無意識かは別として）ことにほかなりません。ご家族が納得すればそれで済みということになるわけで、実際 9.17 のときの政府からご家族への嘘の報告は、まさにそれを狙ったものでした。

先日横田滋家族会代表が体調を崩され、講演をキャンセルしたとの話を聞きました。ご夫妻とは時折集会などでご一緒しますが、極めてハードなスケジュールをこなし続けておられ、傍で見ていると「お身体が持つのだろうか」という思いをしたことが一度二度ではありません。

そうは言いながら、私もときにはお願いしてしまうことがあるので偉そうなことは言えませんが、今後集会を企画しておられる方にぜひお願いしたいのは、もっとも要請の集中する横田さんご夫妻をお呼びすることは、可能な限り控えていただきたいということです。また、勝手な話ながら、それ以外のご家族もご両親はどなたも高齢であり、無理はさせら

れません。例えば増元さんのように年齢的にも立場上もフットワークの良い方は別として、可能な限りのご配慮をお願いしたいと思います。「横田さん夫妻が来なければ人が集まらない」ということであれば、集会の規模を変更するなり、別の企画を入れるなりして対応されるべきではないでしょうか。

少女殺人事件の被害者のご両親を引張り回して凶悪犯罪を防止しようという訴えをしてもらおうと言ったらどう思われるでしょうか。いわんやことは国家の問題です。北朝鮮という独裁国家による犯罪の被害者の家族であり、また、日本国が守ってあげられなかったという意味では政府の不作為の被害者の家族です。その点をどうかご理解下さい。

「そうは言っても」という側面があることは承知しています。私自身、今後も、ご家族にお願いすることはあると思います。しかし、この問題は根本的には「家族」次元の問題ではないことを、一人でも多くの方にご理解いただきたく思う次第です。

[調査会 NEWS 316] (17.12.14)

12月の定例記者会見について

報道関係各位

今月の定例記者会見は次の通り行う予定です。各位には年末でご多忙とは存じますが、
よろしく願い申し上げます。

日時 12月26日(月) 14:00 ~

場所 家族会事務所(飯田橋駅東口)

内容 ゼロ番台リスト追加発表

古川了子さん認定訴訟について

「しおかぜ」の番組改編等について

本年1年間の活動の報告

他(現時点では1000番台リストの追加の予定はありません)

[調査会 NEWS 317] (17.12.16)

川人弁護士を東京弁護士会が懲罰？

12月14日午後2時、東京弁護士会において、川人博弁護士（法律家の会幹事・調査会常任理事）が「公益活動」に参加していないことを理由とする同弁護士会による懲罰に関する聴聞会が開催されました。この東京弁護士会による川人博弁護士への懲罰は、下記の真鍋専務理事のコメントのように、まったく不可解なものです。また、この聴聞会について、川人博弁護士は、公開の上、真鍋専務理事などの意見表明の機会を持つことを東京弁護士会側に求めましたが、真鍋の出席はおろか、傍聴も許可されませんでした。その理由を川人博弁護士が求めましたが明らかにされませんでした。

この東京弁護士会の一連の判断は、川人博弁護士の名誉に関わるとともに、拉致問題に関する弁護士の先生方のご協力に大きな足かせをはめるものです。そこで、調査会としても、この間の経過と真鍋専務理事のコメントを皆様にお知らせするものです。

尚、本件については、朝日新聞の12月15日朝刊に詳細に掲載されていますので、参考にしてください。

<真鍋貞樹専務理事のコメント>

おかしな国のおかしな東京弁護士会による川人博弁護士への「おかしな懲罰」

特定失踪者問題調査会 専務理事 真鍋貞樹

拉致問題や北朝鮮人権問題に率先して取り組んでおられる川人博弁護士が、所属する東京弁護士会のおかしな会規によって、懲罰を受けようとしている。そのおかしな会規とは「公益活動等に関する会規」といい平成10年5月28日に制定されたものである。

そのおかしな懲罰の内容は、同会規第二条に規定されている「公益活動」に、川人博弁護士が参加しておらず、罰金と「公益活動不履行者」として氏名を公表するというものである。

東京弁護士会が規定した「公益活動」とは、東京弁護士会が主催する各種委員会や相談事業への参加という意味だそうである。つまり、東京弁護士会の「公益活動」とは、東京弁護士会が行う事業のことだけを指している。したがって、川人博弁護士をはじめとする弁護士の先生方が、手弁当で行っている拉致問題や北朝鮮問題あるいは過労死問題への活動などは、東京弁護士会では「公益活動」ではないと判断している。ゆえに、東京弁護士会として、東京弁護士会の特定した「公益活動」に参加しない川人弁護士を処分することである。

そもそも「公益活動」とは何であろうか。公益とは、公共すなわちあまねく国民全般の利益に資する活動である。あらゆる国民を対象とした利益をもたらす活動である。つまり、

東京弁護士会が特定した活動だけが「公益活動」ではないことは明らかである。日本の最高学府を卒業し、司法権の一翼を担っている弁護士が集まる弁護士会が、「公益活動」を弁護士会の利益のみに限定し、あまねく国民の人権に関する利益のために、所属する弁護士が活動することの重要性を一切無視するというのは、一体どのような認識から生まれるのだろうか。

自分たちで「公益」を定義し、それ以外の「公益」を排除するという姿勢は、しばしばこのおかしな国の官僚機構に見られる現象である。東京弁護士会もそれと全く同じ構造を持っているのであろう。これは、拉致問題のように日本の官僚機構から永年排除されていた人権問題について、東京弁護士会も今までの官僚機構と全く同じ認識を持っていることの証明である。このおかしな国の官僚機構の問題を改善するために立ち上がるべき存在が、弁護士会ではないのだろうか。

では、これまでの川人博弁護士の活動はどのようなものであろうか。それは、文字通り「公共の利益」のためのものである。拉致問題、北朝鮮人権問題そして過労死問題というように、人権問題という普遍的でなおかつ国民的な課題への取り組みである。この困難な諸課題の解決にまい進することは「公共の利益」をもたらすものに他ならない。しかも、川人弁護士をはじめとする「法律家の会」の弁護士の先生方は、多くの特定失踪者に関する刑事告発や古川裁判にも全く無償かつ自弁で活動していただいている。全く私的利益を追求していない活動である。

このように、誰が考えても「公益活動」をしている川人弁護士が処罰の対象となったのは、東京弁護士会が特定の活動のみを公益と定義したことによって発生した問題である。公益の定義を、「国民全般の利益」とすれば、川人弁護士は処罰の対象とはならないはずである。

こうした一連の東京弁護士会の判断は、川人博弁護士の名誉にかかわるものであるばかりか、拉致問題を解決していく上でも大きな障害である。なぜなら、川人弁護士をはじめとする多くの弁護士の先生方の手弁当の協力に対して、冷や水をかけるどころか、足かせにもなりかねないものだからである。さらに、東京弁護士会という法曹界で権威のある団体が、拉致問題の解決に取り組む弁護士の活動を「公益」として認めない、という認識を公言することに他ならないからである。

弁護士という職業は、まさに「公共の利益」すなわち国民全般の利益のために存在するものである。一つの権威団体あるいは政府・国家機関のために存在するものではないはずである。川人弁護士たちが、無償でなおかつ手弁当で活動しているのは、まさに「公共の利益」のためである。この度の、東京弁護士会の判断は、「公益」の定義を自分たちの活動だけに限定し、本来の職業的倫理から思考すべき「公共の利益」を見失っている結果である。

東京弁護士会は、速やかにこうしたおかしな定義に基づいた「公益活動等に関する会規」を改め、おかしな懲罰を止めるとともに、拉致問題という国民的課題に組織を挙げて取り組んでいてもらいたい。それが、本来の東京弁護士会の「公益活動」であろう。

[調査会 NEWS 318] (17.12.22)

定例記者会見

12月の調査会定例記者会見は次の通り行います。報道関係各位には年末のご多忙中恐縮ですがご対応をよろしくお願い申し上げます。

日時 12月26日(月)14:00～

場所 家族会事務所(千代田区飯田橋3-7-12 松野ビル5階)

内容 ゼロ番台リスト1名追加発表

「しおかぜ」の内容拡充について

古川了子さんの訴訟について

日朝交渉について

平成17年活動の全般報告及び18年の活動について

(23日開催予定理事会の報告)

その他

[調査会 NEWS 319](17.12.24)

記者会見について（報道関係者各位）

26日の記者会見ですが、ゼロ番台失踪者の追加（1名予定）については従来と同様 26日 10時30分頃から調査会事務所にて報道関係者の方向けに資料の配付と撮影用の写真掲示を行います。（勝手ながら報道は14時の会見開始時以降にお願いします）

各位にはお忙しいところ恐縮ですが、対応方よろしくお願いします。

[調査会 NEWS 319] (17.12.26)

ゼロ番台 20 次リスト

小山 修司 (こやま しゅうじ)

生年月日 ・昭和 36 (1961) 年 3 月 24 日 (当時 43 歳)

失踪年月日 ・平成 16 (2004) 年 6 月 6 日

性別 ・男

当時の身分 ・青果業 漁業

当時の居住地 ・新潟市

失踪場所 ・新潟沖

失踪当時の状況 ・当日早朝、いつものように一人で新潟西港を出港したが、操業中の僚船が小山さんの航行が不自然だったので無線で呼び出したが応答がなく、人影もないので現場に急行。小山さんの姿はなかった。船は自動操舵で航行、長靴が片方だけ残されていた。海上保安部や漁連などが 4 日間にわたって海上から、または海中に網を入れて搜索したが何も見つからなかった。

当日は波ひとつない鏡のような海で、水温は 19 度だった。毎日水を流して甲板を洗っていたはずなのに、長靴の近くに緑色の粘土質の塗料が落ちていた。

調査会理事会報告

去る 23 日、特定失踪者問題調査会の理事会が開催されました。その理事会での決定事項等をお知らせします。

(1) 古川裁判について

次回 1 月 26 日の口頭弁論が一つの山になります。これに対応するため、今回初めてになりますが、東京地裁前でのピラ撒きを行うこととなりました。日程は 1 月 16 日と口頭弁論当日 26 日の 2 回、時間はどちらも登庁時間に合わせ朝 9 時 20 分 ~ 10 時です。ご参加いただける方は当日 9 時 10 分頃までに霞が関の東京地方裁判所前においで下さい。

(2) 調査会の人事について

常務理事の追加 恵谷治 (えや・おさむ 新任)
岡田和典 (おかだ・かずのり 理事から変更)
理事の追加 矢可部由紀 (やかべ・ゆき 新任)
村尾建児 (むらお・たつる 新任)

(3) 12 月 16 日、22 日の大阪及び東京での家族懇談会で出た要望について

特定失踪者家族会を組織できないか

人数が多く、それぞれの失踪者及び家族の状況が違い過ぎるので物理的に不可能

です。したがって当面は結成しませんが希望する家族同士の連絡はとれるようにしていきます。

非公開の失踪者への「しおかぜ」の対応ができないか

メッセージの代読を氏名を読み上げず、かつ本人が聞けば分かる情報を入れる形で対応します。

(4)「しおかぜ」プロジェクトの拡大について

10月30日より(正確には31日零時半より)スタートした「しおかぜ」はほぼ軌道に乗り、12月8日からは1日1時間半とすることができました。放送開始当時及び時間延長当初は若干のトラブルがありましたが現在はそれも概ね克服できました。

そこで、平成18年にはさらにこのプロジェクトを拡大強化します。

1、情報収集機能も含めたプロジェクトへ

現在、拉致被害者への呼びかけ放送には「可能であれば情報を日本に出してもらいたい」との文言を入れています。今後、これに呼応して情報が出るときに備え、情報収集機能をプロジェクトに加えます。

具体的には

(1)東京中央郵便局に私書箱を設置します。

放送の中に「東京中央郵便局私書箱1022号(番号決定済み)に情報を送ってください」という内容を入れています。

(2)他の組織との連携を進めます

情報の収集のため、日本国内の各情報機関、北朝鮮関係NGO、韓国の拉致及び北朝鮮関係NGO、報道機関等との連携を強め、情報を集積し、拉致被害者の居住地、状況の特定を行います。

2、放送の内容充実

当面は現行の1時間半放送を継続しますが、資金的目処が立てばさらに延長します。また、ソウルのNGOが「しおかぜ」と同様の方式でやっている「自由北韓放送」に対しては北朝鮮による電波妨害が行われています。「しおかぜ」に対して行われた場合は周波数の複数化等も考慮します。

また、放送内容は現在行っている第一段階(氏名読み上げ)、第二段階(メッセージ代読)以外に次の内容を加えていきます。

(1) 第三段階(直接の呼びかけ)

(2) 英語・朝鮮語・中国語での氏名読み上げ

- (3) 朝鮮語（北朝鮮内部・中国朝鮮族等向け）、
英語（英語圏の関係者向け）、北京語（中国人向け）の
拉致問題に関する情報発信

3、資金の確保

このための費用は放送にかかる費用が現在の1時間半で当初見積より高くなったため現在のままでも年間約1000万かかります。今後延長ないし周波数の複数化をすれば2000万円以上が必要になります。また、情報収集費用もその内容によって金額は極端に変化しますが、最低限1000万円程度は必要です。これらの金額を調査会の通常経費以外に確保する必要があり、一般のカンパ以外に拉致議連、労働組合等の組織による援助のバックアップをお願いしていきます。

[調査会 NEWS 320] (17.12.30)

「しおかぜ」元旦特別番組について

北朝鮮向け短波放送「しおかぜ」は元旦の放送を特別番組とし、この日からご家族の直接のメッセージの放送を開始します。短波放送の聞けるラジオをお持ちの方はぜひお聞き下さい。

特別番組は次のように放送されます。

元旦 4:00 ~ 4:30 の放送で新年のメッセージ(日本語・朝鮮語のメッセージを代表荒木が、英語を専務理事真鍋が担当)を放送。

- (1) 元旦 23:00 ~ 23:30、(2) 元旦 23:30 ~ 24:00、(3) 2日 4:00 ~ 4:30、
合計 1 時間 30 分をすべて直接のメッセージ放送にあてます。

メッセージは失踪時期の早い順に流されます。最初が坂本とし子さんのお姉さんの亀山葉子さんです。家族会の方々は大部分が(2)の中で放送されます。なお、「しおかぜ」を聞くためにラジオを買われる方もおられるのですが、現在短波放送を聞けるラジオは日本では少ないので、お買いになるときは「外国の短波放送を聞けるか」とお店でご確認下さい。機種によっては短波といってもラジオ日経(昔のラジオたんぱ)だけしか聞けないものもあります。

なお、2日 23:00 からの放送以降は通常の形になりますが、この直接呼び掛けは今後とも定期的に繰り返し放送します。詳しい内容は固まり次第戦略情報研究所のホームページ「しおかぜ通信」に掲載しますので、そちらをご確認下さい。

[調査会 NEWS 321] (17.12.30)

NHKニュースで報道された帰国者の証言について

荒木和博

先程NHKニュースで蓮池さん、地村さんからの情報として、彼らの拉致に辛光洙や西新井事件に登場する朴などの作業員が関わっていたとの報道がなされました。

彼らがいつ、どう話したのかはぼかしてありましたので、詳しくは分かりませんが、一寸気になったので感じたことを書いておきたいと思います。本来なら本人たちに確認すべきところですが、私が聞いても話してはくれないと思いますので、以下は乏しい情報をもとにした私の直感に過ぎないことを予め申しあげておきます。

ニュースを見て感じたのは、辛光洙と朴では、あまりにも役者が揃い過ぎているのではないかということです。だからといって証言を否定する材料にはならないのですが、それなら何で今ごろ話が出てきたのかということが気になります。

私は、少なくとも地村さん夫妻については、拉致された現場は小浜公園の展望台ではないと思っています。蓮池さん夫妻にしても、分かっていることは柏崎の図書館に自転車置場に自転車があったことだけです。彼らはすべてを政府に話したと言っていますが、本人達の認識はどうであれ、限られた時間ですべてを話したなどということはありません。

かつて韓国の安企部は1人の脱北者に対して何カ月もかけて聞き取りをしていました。どこの道がどうなっているということまで、精密に聞き取りをし、それを持っている情報と突き合せて嘘や過ちがないかを確認していきました。それでも半年ぐらいしてから「そういえばこんなことがあった」という話が出てくると聞いたことがあります。彼らの場合は拉致被害者なのですから、持っている情報は1級のものであり、1日や2日ですべての情報が出てくるといったことはありえません。今の程度で警察が「全部聞いた」と言うのなら、警察には情報機関としての能力がほとんどないということを証明しているようなものです。

また、彼ら5人が帰国した当初、出てきた話は横田めぐみさんの話ばかりでした。それは明らかに横田滋・早紀江夫妻を平壤に呼ぶため（そして、それで拉致問題を終わりにするため）の情報でした。彼らの本心がどうであるかは別として、流されている情報は、誰かの意図によるものであることは間違いのないと思います。

一昨年の末に平沢勝栄議員らが中国で北朝鮮の担当者と会い、その後山崎拓氏も行って、5月の第二次訪朝とつながった流れは、明らかに北朝鮮と日本側で拉致問題についての「落とし所」（当時は帰国者5人の家族の帰国）が定められ、そこに向かって色々なものが動いたものでした。バックには経済制裁実施をめぐって北朝鮮が危機感を持っていたことがありました。そして、山本美保さんのDNA事件が起きたのは昨年3月です。

今回もそういう意味では非常に似たものを感じます。拉致と国交問題を分離して日朝交渉を行う方式が決ったこと、西村議員が逮捕され、保釈直後にこの情報が出たこと、さらに古川さんの認定訴訟での政府側の時間稼ぎなど、色々なことをつなぎあわせてみると、犯人を今名前の出ている人間だけに限定し、何らかの落とし所を設定して、一気に国交正常化への道筋を付けてしまうというシナリオが日朝両国の間でできているのではないのでしょうか。年末年始は急な事態には対応がしにくく、気がついたらすべてお膳立てができていたということになる可能性もないとは言えません。

これまでの流れに照らして考えれば、おそらく北朝鮮は北朝鮮で、表面上の強がりと逆に、かなり深刻な体制危機に陥っているのではないのでしょうか。それと今回のことはリンクしているはずですが、したがって、これが大きなヤマであることは間違いなく、ピンチでもあります。逆に使えば金正日体制を倒せる千載一遇のチャンスかも知れません。各位におかれては今後の動きに十分注意されるようお願い致します。